

# 尾張藩政期の瀬戸地方

日下英之

## 1. はじめに

瀬戸市は尾張の東部に位置し、人口12万余人、面積110平方キロメートルを擁する中都市である。古くから窯業地と知られ、永い伝統に支えられて、今日でも全国有数の陶磁器の生産地である。それだけにこの地方における「やきもの」に関する研究は多いが、その生産を支えた周辺部分の研究は手薄なように思われる。本稿は江戸時代即ち尾張藩政期の農山村としての瀬戸地方の状況を明らかにしようとするものである。

現在の瀬戸市域に存在した江戸時代の村は春日井郡に属した瀬戸村をはじめ、今・美濃ノ池・赤津・上水野・中水野・下水野・上品野・中品野・下品野・白岩・片草・上半田川・下半田川・沓掛の15カ村、愛知郡に属した本地・菱野・山口の3カ村、合計18カ村であった。これらが、瀬戸村を中心に、明治以後合併・統合を繰り返して今日の瀬戸市となった（表①参照）。この村々の態様を主として『尾張徇行記』によってみてみたい。

## 2. 藩政期の村高

現在の瀬戸市域に存在した村数は、尾張藩政初期から18カ村で、新田開発などによって村が増えたことはなかった。各村の石高・田積等は、表②に示したとおりである。愛知県陶磁資料館のある山口村を例にとると、元高は18カ村中最高の1097石9斗5升3合であり、これは検地によって決定された石高である。尾張においては、天正10年（1582）代に織田信雄によって検地が行われ、貫高が付された。この貫高制が石高制に切り換えられたのは、天正19年の豊臣秀次の検地といわれ、次いで文禄2年（1593）、豊臣秀吉によって、いわゆる「太閤検地」が施行された。その後徳川家康が慶長13年（1608）に伊奈備前守忠次に命じて、尾張一円の検地を実施した。これが「備前検地」で、通称「備前検」といわれるものである。7月20日に愛知郡矢田村から竿入を始め、10月20日に知多郡の南端で終った。瀬戸市域の村々の検地は、上品野村が8月28日であったので、この前後に実施されたはずである。この時検地を受けた土地が本田畠であり、それ以後開発された新田と区別された。山口村の石高は備前検の石高そのものではないが、大略この程度のものであったと推定される。

検地は土地の丈量を行うとともに、上田・中田・下田・下々田の4等の田品区分も行い、それぞれに石盛を行って反当収穫基準を出した。上田1反の得米を1石5斗とし、以下2斗を減ずる「石盛ニツ下り」が普通であった。畠も上・中・下・下々の4等に分けて、畠方積によってその収穫を米に換算した。「田畠六分違ノ法」により、田高6斗が畠高1石に当り、田と同様に「ニツ下り」で計算した。そしてこの田畠の合計高を村の石高とした。

次の概高というのは尾張藩独特のものであった。従来、藩領各村の税率は区々であったが、藩は正保2年（1645）に原則として4割にならした。これが「正保の四ツ概」といわれるものであり、再検地による新高ではなく、机上操作による修正高であった。具体的には各村毎に過去10年間の年貢高を平均し、その平均年貢高が元高に対して $\frac{4}{10}$ になるように村高を伸縮したのである。例えば元高1000石の村の10カ年平均年貢高が600石であったとすると、税率は60%である。こ

の600石を据えおいて、しかも600石の年貢が税率40%の年貢であるとするために、元高1000石を1500石に改めたのである。即ち年貢高は従来通りに据えおいて、村高のみを変化させた。こうして決定されたものを概高といい、備前検のものを元高といって区別した。これ以後、尾張藩内では専らこの概高を用いたが、幕府などへの公的な文書には元高を使用するのが通例であった。

この「四ツ概」により、元高より概高の方が多くなるのが普通であったが、逆に概高の方が少くなる場合もあった。これを縮高<sup>ちぢみだか</sup>と称した。この地域では表②でみると、美濃ノ池村・瀬戸村・中水野村・下水野村・山口村・下半田川村・沓掛村の7カ村が縮高となり、尾張藩の他の地域に比して縮高となった村が多いのが特徴的である。これはこれらの村がそれまで実際より過大に評価されていたということになる。

次に山口村の田畠面積は、86町6反3畝27歩で、やはり18カ村中最大であり、どの村も畠に比して田が圧倒的に多く、18カ村の合計面積約600町歩のうち、田は500町歩、畠は100町歩という状況であった。またこの地域が尾張東部の丘陵地であるため、水利は井堰、雨池（溜池）の利用が目立って多く、木曽川からの用水を利用していた尾張平野の中心部の村々と対照的であった。従って新田の開発も少なく、総じて村高も低く、村の規模は小さい方であった。

表① 瀬戸村から瀬戸市への変遷

藩政期から明治初年までの村		明11 12/28	明22 10/1	明25 1/29	明39 7/16	大13 1/1	大14 8/25	昭4 10/1	昭23 8/5	昭26 5/3	昭30 2/11	昭34 4/1	昭45 12/1											
春日井郡		印場村		八白村	旭村	瀬戸町	瀬戸市	尾張旭市	尾張旭市	尾張旭市	尾張旭市	尾張旭市	尾張旭市											
		新居村																						
		稲葉村																						
		狩宿村																						
		瀬戸川村																						
		井田村																						
		今村																						
		美濃ノ池村																						
		瀬戸村																						
		赤津村																						
愛知郡		上水野村		幡野村	幡山村(5/10)		品野村	品野町	品野町	品野町	品野町	品野町	品野町											
		中水野村																						
		下水野村																						
		本地村																						
		菱野村																						
春日井郡		山口村																						
		下品野村		下品野村	品野村		品野町	品野町	品野町	品野町	品野町	品野町	品野町											
		中品野村																						
		上品野村																						
		白岩村																						
		片草村			上品野村																			
		上半田川村																						
		下半田川村			掛川村																			
		沓掛村																						

- (注) • 「市町村沿革史」(昭48)、「市町村沿革市」(昭23)、「合併市町村一覧」(昭32)による。  
 • 明治22年 市制町村制施行。 • 明治39年 愛知県独自の町村合併。

### 3. 貢租の種類

藩領は藩主の直轄地である蔵入地と、家臣（給人・地頭）に知行として給付された給知とに大別されていた。このほかに寺社領があったが、表②に示したように、下半田川村と沓掛村は定光寺領であった。また白岩村は平岩伝右衛門（尾張藩祖義直の幼少時に家康から尾張一国の政務を任された平岩親吉の一族の子孫）の采地であり、片草村は刑部善之右衛門（平岩親吉に仕えた刑部氏の子孫）の采地であった。采地というのは、広い意味では給知であるが、比較的家格の高い家臣に、一村全体の領知をゆだねたものであった。従ってこの4カ村には、蔵入地は全く存在しなかったわけである。

一方、美濃ノ池・瀬戸・赤津・上水野・中水野・下水野の6カ村は、給知は全くなく、すべて蔵入地であった。このように一村全体が単一の支配に属する村のほかに、蔵入地と給知が混在する村もあった。これが蔵給立合の村であり、当時はこれが一般的で、今・本地・菱野・山口・中品野・上半田川の6カ村が蔵給立合の村であった。また上品野・下品野の2カ村は、給知ばかりで蔵入地は皆無で、これらは一円給知の村といった。大まかにいって、瀬戸・赤津地区と水野地区は蔵入地、幡山地区は蔵給立合、品野地区は寺社領・采地・給知で占められていた。そして全

表② 各村の石高・蔵給高・

村名	元高	概高	給知高（給人数）	蔵入高
今村	石 512.457	石 589.946	石 78.954 (2)	石 510.992
美濃ノ池村	84.945	80.462	0	80.462
瀬戸村	351.460	345.522	0	345.522
赤津村	806.805	1,056.995	0	1,056.995
上水野村	704.692	768.012	0	768.012
中水野村	408.847	398.045	0	398.045
下水野村	258.774	242.497	0	242.497
本地村	609.851	855.405	168.095 (3)	687.310
菱野村	486.203	696.432	679.655 (18)	16.777
山口村	1,097.958	863.190	735.690 (17)	127.500
下品野村	578.360	630.000	630.000 (9)	0
中品野村	487.885	498.820	448.820 (10)	50.000
上品野村	401.862	473.902	473.902 (7)	0
白岩村	100.000	112.395	平岩伝右衛門采地	0
片草村	81.530	108.590	刑部善之右衛門采地	0
上半田川村	232.002	254.525	229.525 (2)	25.000
下半田川村	217.171	188.805	定光寺領	0
沓掛村	193.540	157.412	定光寺領	0
合計	7,613.837	8,320.955	4,011.843	4,309.112

体における蔵入地と給知・寺社領の比率は、やや蔵入地が多かったが、どちらも約4000石余で、おおよそ半々であったとみてよからう。

これらの土地に貢租が課せられたが、後述のようにさまざまな種類があった。この時代の課税の特色としては、村単位で課税して個々に百姓を対象としなかったこと、殆んどの税が石高を基準としていたこと、累進課税ではなく単純な比例課税であったこと、などが挙げられる。従って百姓の連帯責任が強制され、持高の少ない百姓ほど税の圧力は大きかった。

この時代の貢租の第1は年貢である。これは田畠の正租で、税率を「免相」とか「免」といった。普通「免三ツ七分九厘」というように表したが、これは税率37.9%のことであった。文政期(19世紀前半)の山口村を例にとると、表②に示したように蔵給立合の村であり、735石6斗9升は給知として長屋忠左衛門という給人以下17人に分給され、127石5斗が蔵入地であった。免相は給人ごとに異なるし、蔵入地の免相もまた給知とは異ったので、極端にいえば山口村だけで18通りの免相が成立つわけであった。しかし実際には給人同志がお互に相談し、蔵入地の免相を基準に自分達の給知の免相を決定したので、その間に余り大きな相違はないのが普通であった。ただ一般的には給知の方が蔵入地より免相は高かったが、これは給知が蔵入地より1分の高率が認

#### 田積・三日役

田畠面積	田面積	畠面積	三日役員数
町 42.3017※	町 34.9803	町 7.3200	人 150
4.1922	3.7911	0.4011	15
29.3401	23.9722	5.3609	72
60.8808	52.8409	8.0329	129
53.5512※	47.7109	5.8328	177
30.2505	25.6625	4.5810	63
21.3815	16.3628	5.0118	60
49.0820※	42.8706	6.2121	126
39.5310※	33.2012	6.1221	81
86.6327	72.6706	13.9621	156
45.6927	35.4211	10.2716	108
37.8821	30.4327	7.4424	94
30.3301	24.0200	6.3101	117
8.5513	7.6113	0.9400	33
7.5228	6.4009	1.1219	27
20.1000	16.8225	3.2705	63
20.1208	14.1901	5.9807	48
17.5217	12.7409	4.7808	—
604.9213	501.7516	102.9608	1,519

- (注)
- 「尾張徇行記」「尾州領郷帳」により作成。
  - 石高の512.457は512石4斗5升7合である。
  - 面積の23.9722は23町9反7畝22歩である。
  - 納知高の合計は、采地・寺領を含む。
  - ※は田畠の面積合計が合わないもの。
  - 一は記載のないもの。

められていたからであった。

課税控除の制度もあった。例えば堤敷地・雨池・用水・永荒地になった田畠の年貢を永久的に免除する定引・前々引（初年を定引、次年以後を前々引という）、道路開さく等藩政の必要によって村方より収用した土地に付し証文を与えて田租を免除する証文引、山地の崩壊・堤防の破損等のため田畠に土砂が流入した場合に一定期間年貢を免除する年数引があった。山口村の場合、給知についてはこれらの引高は分らないが、蔵入地については定引・前々引・年数引を合せて50石1斗4升6合の引高があり、蔵入地高127石5斗からこれを差引いた77石3斗5升4合が課税対象であった。尾張藩の平均税率は「四ツ物成」（40%課税）であったので、この40%が蔵入地の年貢ということになる。

年貢はこれですべてではなかった。則ち年貢の高に応じて課せられる付加米も同時に納入しなければならなかった。年貢徵集に当る地方役人の筆墨紙等の雑費に充てる名目で口米があった。蔵入地では「三升口米」といって年貢1石に付き3升、給知では「七升口米」といって年貢1石に付き7升であった。給知の口米が蔵入地より多いのは、蔵入地においては1石に付き4升の「込米」が別に付加されていたからである。さらに藩倉の雑用に充てることを名目に、年貢1石に付き7合あて徵集する「七合物」などがあった。こうして大体年内に蔵入地の年貢は藩倉に、給知の年貢は給人の館に搬入するのが普通であった。その運搬は瀬戸地方では「馬付」といわれて馬で運んだ。

貢租の第2は小物成である。これは山野河海に課せられるもので、この地方では山林である。『寛文覚書』によれば、この当時村人の立入が禁止されていた「御留山」（御留林）が、赤津・上水野・中水野・下水野・菱野・山口の各村に合せて約400町歩あり、村人の利用を許した山林が18カ村、合せて約3800町歩あった。利用を許した山林からは「下刈年貢」を林奉行所に納めさせた。但し定光寺領であった下半田川と沓掛の両村は定光寺に納入り、瀬戸戸には234町9反余の山林があったが、藩の御用次第で焼物を上納させたので下刈年貢は免除されていた。このような下刈年貢を納める山林の多かったのは、赤津村（1105町歩）、山口村（580町歩）、上半田川村（450町歩）、下品野村（230町歩）などであった。

林奉行所は林方役所・山方奉行所とも呼ばれ、寛文7年（1667）に上水野村に設置された。春日井郡・愛知郡の山林を支配し、水野氏が世襲した。林奉行所の職員は林奉行の下に手代・目付・同心があった。同心を各地に配置して巡回警らの任に当らせたが、砂防・植林・陶土採掘・築窯なども管掌した。山林関係の貢租はまだ不明な部分が多く、今後の研究にまつところが大きい。

貢租の第3は村高を標準にして課す高掛物であった。尾張三役銀といわれた「夫銀」「堤銀」「伝馬銀」がそれである。夫銀は労役を銀納化したもので、概高100石に付き銀100匁、堤銀は堤や定井・井堰などの普請の費用として課したもので、概高100石に付き銀80匁であった。また伝馬銀は宿駅の人馬入用のための課税で、概高100石に付き銀70匁の割合で課せられた。

貢租の第4は人夫として労役を負担させる夫役であった。この中には宿場の人馬不足を補う「助郷役」があったが、この地方は主要街道から遠かったので、その負担からは免がれていた。しかし將軍上洛時とか、朝鮮通信使の江戸参向などの大通行があった場合は、人馬を徴発された。また「三日役」といって1年のうち3日間公務に服する義務が課せられていた。内容は主として堤防・道橋・用水等の改修復旧の土木工事であった。これは持高4石以上の百姓に課されたもの

で、それ以下の負担力の低いものが除外されていた点に特色があった。村ごとの定員数は表②に示したとおりであり、市域全体では1519人（不明の沓掛村を除く）であった。村高・戸数を勘案して、この三日役員数の多い村は、貧農が少なく、比較的村柄のよい所であったということができる。

このような各種の貢租が、庄屋・組頭などの村役人を通じて、個々の百姓に割符されたのであるが、当時百姓は自分の土地を持った高持百姓と、そうでない無高百姓とに大別されていた。課税は高持百姓を対象としたが、無高百姓は地主である高持百姓に、高率な小作料を支払わなければならなかった。

#### 4. 水野代官所

藩領が蔵入地と給知に大別されていたことは前述のとおりである。藩政前半期においては、国奉行支配下の代官が蔵入地を、同じく国奉行の下僚であった郡奉行が給知を管掌していた。しかし彼等は名古屋城下の国奉行役所で執務していたため、地方の民情には暗かった。そこで第9代藩主徳川宗睦は、天明元年（1781）から地方支配組織の改革を行い、代官を各管地に赴任・居住させて、現地で執務させる所付代官制をとった。これ以後は蔵入地・給知ともこの代官の管轄するところとなった。さらに寛政6年（1794）に国奉行を勘定奉行に併合し、その「地方懸」を担当させることになったので、代官は勘定奉行の支配下に移管され、藩領は勘定奉行とその配下の代官によって支配されることになった。

この所付代官判により、名古屋城下の大代官をはじめ、天明元年（1781）から同3年までの間に、尾張だけで（藩領は美濃にもあった）佐屋・北方・水野・鳴海・小牧・鵜多須・神守・横須賀・清須に代官所が設置された（神守は1802年に廃止）。水野代官所の設置は佐屋・北方とともに最も早く、天明元年5月であり、代官の役高は77俵であった。初代水野代官には林奉行水野権平正恭が兼務で任命された。代官所は「陣屋」とも呼ばれ、中水野村に置かれた。先の林奉行所が上水野村に、水野代官所が中水野村に置かれたため、水野は地方行政の一中心地であった。

「山の中でも水野は城下、地方山方両役所」の俚謡も、この間の事情を物語るものであった。

水野代官所の職員は、代官の下に手代4人、その下に同心が8人いた。そしてその支配地域は、春日井郡の東半分から愛知郡の東半分にまたがり、東濃の一部にも及んでいた。支配村数と石高は時代により多少の変動はあるが、およそ110カ村、元高で6万1000石余であった。瀬戸市域18カ村は勿論この管轄下に入っていた。支配地域を現在の市町村名で示すと、瀬戸市・尾張旭市・長久手町・日進町の全域と春日井市の大半、それに名古屋市・小牧市・東郷町・多治見市の一部を加えた地域であった。この地域の村々の蔵入地・給知・寺社領にわたって、直接百姓に接し、徵税・水利・土木・警察・訴訟等、およそ地方に関する施行全般に関与したのがこの代官だったのである。

#### 5. 産業と戸口・馬数

この地域の産業といえば、すぐ窯業があげられる。『尾張徇行記』には、瀬戸村・赤津村・下品野村・下半田川村の4カ村に記事がある。

〈瀬戸村〉 戸口ノ中、窯屋百五十戸、窯元二十七通アリ、一体小高ノ村ユエ、高ニ準シテハ戸口多ク、陶土ヲ以テ第一生産トス（中略）近來ハ陶器製作ニ工ミヲ尽シ、品々ノ物ヲ焼出シ他邦ヨリモ拘ヘ来、陶家繁昌セリ、窯元ハ四ヶ所ニ分レリ、北島・南島・郷島・洞島ト云、

且近來ハ肥前ノ唐津ノ陶器ヲ新ニ製作スル者出来タリ、是ヲ新製焼ト云、御藏元ヲ立、御勘定所ニテ專ラ執事ス、此窯元一通アリ、吉右衛門ト云、陶工ノ取締役十人ホトアリ

〈赤津村〉 此村今陶工十五戸窯数八口アリ

〈下品野村〉 此村ニ昔時ヨリ陶工ノ株アリ、今陶工十九戸アリ、窯屋十七本アリ

〈下半田川村〉 此村笠原ヘノ街道通リニ上田ト云所ニ陶工二三戸アリ、宇兵衛トイヘル者金元ヲス、トクリナトヲ焼出スト也

下半田川村はおくとして、焼物は瀬戸・赤津・下品野の3カ村で生産されていた。これらは尾張藩の蔵物として特別な意義をもつもので、藩の御蔵会所の支配下におかれた。御蔵会所は享和2年(1802)、瀬戸・赤津・下品野に設置され、窯出しにも役人が立会い、製品はこの会所を通じて藩に納められ、名古屋の蔵元商人から問屋を経て諸国に売捌かれた。

このように窯業はこの3カ村に限られ他は農山村の性格が強い村々であった。この地域は一体に田畠が不足がちで、零細な百姓が多く、『尾張徇行記』に「村立ヨキ所」とあるのは少なく、「小百姓ハカリニテ貧村ナリ」という記事が多い。藩政期の戸数・人口等は表③のとおりである。これによれば寛文期には市域18カ村の合計で、735戸、4,819人で、1戸当り5.9人であったが、150年後の文政期には、1,985戸、8,716人となり、戸数で2.7倍、人口で2倍の増加を示し、1戸当り4.4人となった。江戸時代を通じて、全国的に人口は僅かながら増加の線をたどったが、一般的に停滞していたというのが支配的見解である。ただ尾張のような比較的生産力の高い地方では、その増加率は他地方に比して高い。しかし尾張の平野部においてもこのような伸びは示していない。瀬戸村における大幅な増加は、窯業の発達によるものであろうが、その他の村々の増加はどう解釈したらよいのだろうか。これだけの人口増加が可能であったということは、増加しても生活ができたということである。それを可能にしたものは何であったのか、大方の教示を賜りたい。

百姓には高持もあり無高もある。いま単純に文政期の1戸当り平均の石高と田積を算出すると、田畠面積は約3反、概高で約4石2斗となる。当然農業だけで生計を立てることは困難だったので、種々の副業を営んだ。例えば白岩村・片草村・赤津村・下半田川村・中品野村・山口村・本地村などは、山稼ぎとして薪炭を生産し各地に売り出した。また山口村・菱野村・本地村・今村などは、瀬戸・赤津の焼物の二番手を知多・三河・遠江までも販売に出向いていた。

また品野地区は東濃・信州方面との物資交流が盛んで、信州飯田街道はなかなかの活況を呈していた。表③に馬数を併記したが、尾張平野の中心部では、寛文期に比し文政期には馬数は激減した。これは寛政から文化の頃(18世紀末～19世紀初頭)にかけての新しい大八車の普及によるものであった。しかしこの地域では大きな減少を示さず、むしろ増加している村さえあった。これは恐らく、山道で道が狭く、坂道が多かったため、平野部ほどの大八車の普及を見なかったためと推測される。

一方、街道における「駄賃稼ぎ」ができたことも、馬の減少しなかった理由の1つであると考えられる。『尾張徇行記』にも、下品野村の条に「此村落ハ信州飯田街道筋ニアリ(中略)先年ヨリ馬繼所ニ立、信州アタリヨリ来レル荷物ヲ名古屋ヘ著送セリ」とみえ、上品野村の条にも、この村が岩村街道筋にあり、濃州明知領、岩村領あたりより「白炭鍛冶屋炭」がもたらされ、それを印場村・大森村あたりの者が名古屋へ輸送するが、上品野村の馬持も「駄賃付ヨシテ渡世ノ

表③ 各村の戸口・馬数

村名	寛文12年(1672)					文政5年(1822)		
	戸数	人口	男	女	馬数	戸数	人口	馬数
今村	30	258	126	132	27	133	654	30
美濃ノ池村	5	26	15	11	2	17	73	1
瀬戸村	45	208	114	94	16	264	1,271	12
赤津村	170	675	362	313	12	229	974	57
上水野村	76	456	224	232	33	186	779	32
中水野村	31	227	118	109	17	59	306	7
下水野村	29	149	69	80	11	72	307	6
本地村	42	243	—	—	19	144	674	—
菱野村	55	402	195	207	21	129	464	—
山口村	52	435	235	200	33	228	1,025	25
下品野村	40	284	134	150	16	150	666	13
中品野村	30	204	101	103	9	68	301	9
上下野村	30	231	141	90	13	64	366	9
白岩村	7	42	22	20	3	15	77	2
片草村	12	70	38	32	6	18	90	3
上半田川村	19	102	52	50	3	55	289	6
下半田川村	32	148	—	—	2	70	141	4
沓掛村	30	159	—	—	3	84	309	9
合計	735	4,319	(1,946)	(1,823)	246	1,985	8,716	(225)

(注) • 「寛文覚書」「尾張徇行記」により作成。  
• —は記載のないもの。

助トセリ」とみえている。また瀬戸村の条には「近村ニテハ陶器駄貲著ヲ以テ生産ノ助トス、今村・菱野・本地・新居・印場・小幡・大永寺・大森垣外アタリヨリノ村人駄貲著ニ來レリ、中ニモ今村・小幡ヨリ多ク來レルト也」とあり、駄貲付による馬稼ぎが盛んであったことを知ることができる。ただ赤津村の57疋は例外的に多いが、これはこの村が馬稼ぎのほかに農耕馬として、また土地培養の肥料を得るため馬の飼育に特別力を入れていたからであった。

永い年月の間には、水害・干ばつなどに見舞われることもあった。中でも明和4年(1767)の洪水の被害は大きかった。7月10日・11日・12日と3日続きの豪雨のため、猿投山は山崩れをおこし、瀬戸川・山口川・水野川などが氾濫した。赤津村雲興寺前の大門川(山口川の上流)は、川幅3間ほどであったものが、12~13間に拡がり、有名な性空石も押し流されて場所をかえってしまった。また幅9尺ばかりの馬ヶ城川(瀬戸川の上流)も、大川となって砂礫を押し流した。水野川の被害も大きく、多くの家々が流されたため、水野地区では山麓に移住した者も少くなかった。この洪水のため、氾濫河川流域の各村では砂入地・潰れ地が多く出た。赤津村は「田畠凡ソ過半モ減耗セシカ」という状況であり、菱野村では「砂入高四百石余アリテ田畠不足」(「尾張

徇行記」)となった。藩は年貢減免の救済策をとったが、この復旧には永い年月を要した。

〔参考文献〕

寛文覚書

尾張徇行記

尾州領郷帳

土林浜洄

尾張藩石高考 (徳川義親) 昭和34年

愛知県史 第二巻 (愛知県) 昭和13年

名古屋市史 政治編第二 (名古屋市) 大正4年

東春日井郡誌 (東春日井郡役所) 大正12年

市町村沿革史 (愛知県総務部) 昭和43年